

Press Release

2018年 7 月 24日

日本公認会計士協会

第52回定期総会の決議事項について

本日（7月24日）の第52回日本公認会計士協会定期総会において承認された決議事項の概要をご報告いたします。

総会議決権行使における電子的方法の導入に係る会則の一部変更

昨今のインターネットの普及状況を踏まえ、総会の議決権行使について電子的方法を導入することとした。

役員選挙の投票における電子的方法の導入及び選挙運動の見直しに係る役員選出規則の一部変更

上記と同様の趣旨により、役員選挙の投票についても電子的方法を導入することとした。

選挙運動についても、候補者の経済的負担及び受け手側の受領の負担の軽減を図るため、郵便はがきによる選挙運動を廃止し、電子メールや会員のみ閲覧可能なウェブサイトにてテキスト、動画等の電子データを掲出する方法を導入することとした。また、現行において何ら制約のない言論による選挙運動のうち、電話及び事務所等への訪問について、選挙の公正を確保するための適正な規制を行うこととし、選挙運動の目的での電話又は事務所等への訪問は、候補者に限り行うことができることとした。

専務理事の任期に係る会則の一部変更

専務理事の任期は3年固定だったが、就任後第3回目の定期総会の終了の時を上限として、その任用ごとに任期を柔軟に設定することが可能となるよう変更した。

実務補習協議会の組織の変更に係る会則の一部変更

実務補習協議会の委員について、当初の想定よりも委員数が増加したことから、より深度ある議論を行えるよう構成員を変更できるようにした。

委員会規則の一部変更

常置委員会及び出版局に設置されている委員会（機関誌編集委員会、出版委員会）の運営等の見直しに合わせ、機関誌編集委員会の名称を機関誌編集委員会に改めることとした。

倫理規則の一部変更

国際会計士連盟（IFAC）における国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が策定している「IESBA倫理規程」が、2016年7月に改訂され、違法行為への対応に関する規定が新設されたことを踏まえ、本会の倫理規則について以下の変更を行った。

1．違法行為への対応に関する規定の新設

会計事務所等所属の会員が、専門業務を実施する過程で違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応について規定を新設した。

詳細なガイダンスは、違法行為への対応に係る取扱いを定めた指針として「違法行為への対応に関する指針」（細則相当）を新設した。なお、本指針の新設に伴い、倫理規則の別表にある「職業倫理の規範体系」に「違法行為への対応に関する指針」を追加し、全体の体系を説明することとした。

2．守秘義務に関する規定の整理

守秘義務が解除される正当な理由について、規定の整理を行った。

品質管理委員会規則の一部変更

監査の品質及び透明性の向上に資するための社会への情報提供の充実の観点から、監査事務所が、自己の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を説明するために、品質管理レビュー結果の概要を自主的に第三者に開示することができる旨を定めることとした。

法定監査関係書類等提出規則の一部変更

保証業務及び合意された手続業務について、新たに実施報告書の提出を求めることとした。また、既に提出対象となっている業務を含め、規則には対象業務の枠組みのみを規定することとし、詳細な規定は、細則に委任することとした。

以 上